



宮 崎 県 公 報

平成19年5月21日 (月曜日) 第 1880 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○保安林の指定予定の通知 (2 件) …………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (“) 1	
○保安林の指定の解除予定の通知…………… (“) 2	
○歳入の収納の事務の委託…………… (山村・木材振興課) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	

○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 2	
公 告	
○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 3	
○入札公告…………… 3	
○落札者等の公告 (2 件) …………… 4	
雑 報	
○宮崎県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法の公告…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 489号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市安久町3188-1、3188-2、3188-4から3188-7まで、3189、3196-1、3206-ロ、3209、3215、3218、3219
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
3188-1・3188-2・3188-4・3218・3219 (以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ 次の森林については、主伐は択伐による。
3188-2・3188-5 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 490号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字市ノ瀬 219-1・229-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 491号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成19年5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 延岡市、日向市、東臼杵郡美郷町・諸塚村・椎葉村、西臼杵郡高千穂町・五ヶ瀬町 (以上2市3町2村国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
日向市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁・東臼杵農林振興局並びに延岡市役所、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 492号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年 5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除予定保安林の所在場所 都城市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 493号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成19年 5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
林業・木材産業改善資金の貸付事業に係る貸付金の元金収入金及び違約金の収納事務	宮崎県森林組合連合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合 耳川広域森林組合 西臼杵森林組合 宮崎県木材協同組合連合会 日南製材事業協同組合 都城地区製材業協同組合 西諸木材協同組合	平成19年 4月 1日から 平成20年 3月31日まで

高鍋製材事業協同組合
高鍋造林素材生産事業協同組合
西都地区製材協同組合
西都造林素材生産事業協同組合
日向地区国有林材事業協同組合
串間木材協同組合

宮崎県告示第 494号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 5月21日から平成19年 6月 4日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 268号	西諸県郡野尻町大字紙屋字肥前田4148番 139地先から同郡同町同大字同字4148番 139地先まで	旧	8.2 ~ 9.0	80.4
				新	8.6 ~ 62.6	80.4

宮崎県告示第 495号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5月21日から平成19年 6月 4日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 268号	西諸県郡野尻町大字紙屋字肥前田4148番 139地先から同郡同町同大字同字4148	平成19年 5月21日

番 139地先
まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成19年5月21日

宮崎県知事 東国原 英夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
東臼杵郡門川町大字加草字岡花125番地1の一部外15筆	宮崎市大字広原4603番地株式会社 サテライト宮崎

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成19年5月21日

宮崎県知事 東国原 英夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 普通科高校教育用コンピュータ 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成19年8月31日
- (4) 契約期間 平成19年9月1日から平成24年8月31日まで（60月）
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成19年宮崎県告示第339号に規定する資格を有する者で、

業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。

- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成19年6月15日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7235
- (2) 期間 平成19年5月21日から平成19年6月29日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 期間 平成19年5月21日から平成19年6月15日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁7号館4階743号室
- (2) 日時 平成19年6月1日午後2時

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 提出期限 平成19年6月29日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館7階 入札室
- (2) 日時 平成19年7月2日午後1時30分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7235

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

雑 報

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Computer for high school general education course : 1 unit
- (2) Time limit for tender: 5 :00.p.m.29 Jun 2007
- (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government,2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7235

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成19年 5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 随意契約に係る調達件名及び数量
税務電算トータルシステムの機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県総務部税務課税務電算担当 宮崎市橋通東 2丁目10番 1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECリース株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 5 随意契約に係る契約金額
76,356,000円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第 372号)第10条第 1項第 2号に該当

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成19年 5月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 随意契約に係る調達件名及び数量
財務会計システム機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県会計管理局会計課財務電算担当 宮崎市橋通東 2丁目10番 1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 富士通株式会社 東京都港区東新橋一丁目 5番 2号
(2) 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内 3丁目 4番 1号
- 5 随意契約に係る契約金額
105,907,788円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第 372号)第10条第 1項第 2号に該当

宮崎県道路公社公告第 1 号

宮崎県道路公社(以下「公社」という。)は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第 7号。以下「法」という。)第24条第 3項の規定に基づき、公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を次のように定める。

平成19年 5月21日

宮崎県道路公社理事長 落 合 兼 久

(適用)

第 1 条 公社が法第24条第 1項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両(以下「通行車両」という。)は、この通行方法に従って公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

(定義)

第 2 条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条に定めるところによる。

(料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法)

第 3 条 料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に近接した場所(停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所)で停止しなければならない。

- 二 通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

(閉鎖施設の通過の禁止)

第 4 条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。